

**独立行政法人日本学生支援機構法の一部を改正する法律案に係る  
関係政令・省令の改正案に対する意見**

2017年3月13日  
日本生活協同組合連合会

**1. 政令関係**

(1) 学資支給金の金額については月額2~4万円となっていますが、授業料や生活費を賄うためには、他の奨学金の利用やアルバイトを行わなければならない、不十分といえます。教育の機会均等を保障するためにも、増額が必要と考えます。

(2) 学資支給金の受給が予約採用で決まっても、国立大学などに進学後に授業料減免を受けた場合、学資支給金は「当該減免等を考慮し機構の定める額とする」とあり、減額されることとなります。これでは、学資支給金が、国立大学などに在学する、経済的にきびしい家庭の学生の進学の後押しになりません。そもそも、異なる制度である授業料減免制度とリンクさせ学資支給金を減額することが問題であり、政令案関係「(1)学資支給金に係る改正」の は削除すべきと考えます。

**2. 省令関係**

(1) 学資の支給の基準及び方法に係る改正の中の選考基準については、経済的な事情で進学を断念せざるを得ない子どもの進学を後押しすべきであり、少なくとも住民税非課税世帯で進学を希望する子どもすべてを対象とできるような内容に修正すべきと考えます。

(2) 返還を求める場合として「学業成績が著しく不良」な場合とありますが、具体的にどの程度の成績を想定しているのかわかりません。給付型奨学金は、特に経済的にきびしい状況に置かれている学生の利用が想定されます。学業成績だけではなく、生活実態などの事情も勘案して判断すべきと考えます。

(3) 返還を求める場合として「学生等たるにふさわしくない行為」とありますが、具体的にどのような行為を想定しているのでしょうか。曖昧にすることで、奨学金を利用する学生の日常生活や行動を萎縮させることになる可能性もあり、具体的に規定すべきと考えます。

以上